

古事類苑

地部二十二

能登國

能登國ハノトノクニト云フ、北陸道ニ在リ、東南一方、加賀越中ニ接シ、他ハ海ヲ以テ環ラシタル半島狀ノ地ニシテ、東西凡ソ十一里、南北凡ソ十八里ナリ、此國ハ元正天皇養老二年、越前國羽咋、能登、鳳至、珠洲ノ四郡ヲ割キテ置ク所ニシテ、聖武天皇天平十三年、越中國ニ併セラレシガ、孝謙天皇天平寶字元年、舊ニ依テ分立ス、國府ヲ能登郡ニ置キ、四郡ヲ管ス、延喜ノ制、中國ニ列ス、後世能登郡ヲ改メテ鹿島郡ト稱ス、現今石川縣ヲシテ之ヲ治セシム、

〔倭名類聚抄五國郡〕能登〔靈龜二年割越中國置之〕

〔日本風土記一寄語島名〕能登〔奴桑ノウ〕

〔倭訓栞前編二十三〕のと能登は式能登郡に能登生國玉比古神社と見え、其國も北海へさし出たる國也、越中國より割出したる事、續日本紀に見えたり、續紀に遣高麗國船名曰能登と見ゆ、萬葉集に、とぶさて船木さるといふ能登の島山とよめり、國の名も和の義にや、船も祝せるなるべし、

〔諸國名義考下〕能登

和名抄に、能登、國府在名義いまだ思ひ得ず、上の越前の條に引る古事記傳の説により、強ていは能登郡